

JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会
起草グループ提言案へのコメント

2003年8月18日

日本国際ボランティアセンター 高橋清貴

骨子案及び構成と内容（案）について、以下のような修正を提案します。

【骨子案について】

コメント1：

7頁、「3.3 JICAによる環境社会配慮の重点、⑤ステークホルダーの参加」を以下のように書き換える。

理由：紛争への影響など「平和配慮」の観点からは、公正なステークホルダーの参加は重要な配慮項目である。

↓

「より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広くかつ公平なステークホルダーの参加を推進する。」

コメント2：

8頁、「3.4 配慮すべき視点、①社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映」の第四項目を以下のように書き換える。

理由：紛争国・地域における援助では、政治的環境に十分な配慮が必要である。援助の決定、適切性の判断において、日本の政治的判断も重なるので、技術的観点からの判断がより相対化される。JICAはできるだけ紛争状況を技術的に分析して、意思決定に反映させる仕組みを確保すべきである。

↓

「なお、本改定委員会において、開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要であるとの議論があった。このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、援助案件の適切性という観点から、環境社会配慮ガイドラインとは別途のチェックがされることが適当であるが、JICAは可能な限り技術的観点から紛争状況

の分析（紛争に絡む自然資源管理、紛争に関わるステークホルダー分布など）を行って、環境社会配慮ガイドラインにおいて調査・検討すべき事項に反映させるなど有機的連携を確保する。」

【構成と内容（案）について】

コメント3：

1頁、「I. 基本的事項、1. 環境社会配慮の理念」の第一、第二、第三パラグラフを以下のように書き換える。

理由：原文に書かれている解釈とは異なる解釈もあり、一般化された事実認識として流布されることを懸念するのでできるだけ客観的な記述になるように書き直した。

↓

「1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境問題への国際的な取り組みの第一歩が踏み出された。そして1974年のローマクラブによる「成長の限界」、さらに1987年の「我ら共有の未来」を経て、1992年のリオデジャネイロにおけるアースサミットに至る軌跡は、先進国と途上国で「持続可能な開発」を共同で取り組むべき地球規模の課題として合意する過程でもあった。しかし、多くの開発途上国は未だに開発に伴う環境社会面での悪影響が解決されず、貧富の格差も拡大し、「持続可能な開発」の軌道に乗れないで呻吟を余儀なくされている。このような状況の中で、日本も開発途上国の自助努力を支援するという基本方針の下、開発協力を行ってきた。その結果、多くの課題は残されているものの、国際社会の長年に渡る努力の成果の一つは途上国との間でいくつかの基本的価値と環境と開発の共生ビジョンを共有するに至ったことであろう。……（中略）……しかし、開発に伴う「環境社会配慮」という創造的行為の妥当性を担保するためには、民主的意思決定システムが機能する場における基本的人権を確保することが不可欠であるが、これらは今や先進国と途上国のいかに問わず共有できる基本的価値となっている。我が国もODA大綱において、これらの価値の促進をODA実施の原則としている。また、これらの価値は参加性、情報の透明性、説明責任、そして効率性などの行動規範を導くものである。従って、「環境社会配慮」はこの基本的価値とそこから導かれる行動規範に基づき、幅広い利害関係者の参加の下で、情報公開と意思決定プロセスの透明性と効率性を十分確保しつつ行わなければならない。

あわせて実施機関のみならずステークホルダー参加者すべてはその言動に説明責任を強く求められる。」

(以上)